

○浅麓環境施設組合の一般職の職員の旅費に関する条例

昭和39年3月19日

条例第4号

改正 昭和41年3月4日条例第1号

昭和43年8月9日条例第1号

昭和48年8月10日条例第4号

昭和57年10月1日条例第1号

浅麓環境施設組合の一般職の職員の旅費については小諸市に於ける職員の旅費に関する条例（昭和29年小諸市条例第27号）を準用する。その場合に於て「市長」とあるを「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。